

# 令和3年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和3年11月29日(月)

午前10時00分 開議

## 1 議事日程

- |            |  |
|------------|--|
| 第 1        | 会議録署名議員の指名   |
| 第 2        | 会期の決定  |
| 第 3        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)  |
| 第 4 承認第18号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について                                       |
| 第 5 議案第66号 | 令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について                                   |
| 第 6 議案第67号 | 令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について                               |
| 第 7 議案第77号 | 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について  |
| 第 8 議案第78号 | 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について                                  |
| 第 9 議案第79号 | 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について                                     |
| 第10 議案第80号 | 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                       |
| 第11 議案第81号 | 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について                                  |
| 第12 議案第82号 | 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について                                   |
| 第13 議案第83号 | 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 議案第84号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                                 |
| 第15 議案第85号 | 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定                                      |

について

第16 議案第86号 指定管理者の指定について

第17 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 坪田満君
- 総務課長 平林竜一君
- 防災安全課長 吉田仁君

財 政 課 長	森 近 秀 之 君
総 合 政 策 課 長	原 武 史 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	石 田 常 久 君
住 民 生 活 課 長	吉 川 貞 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	島 田 通 正 君
農 林 課 長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
建 設 課 長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課 長	朝 日 清 智 君
上 志 比 支 所 長	歸 山 英 孝 君
学 校 教 育 課 長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課 長	清 水 和 仁 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	山 田 幸 稔 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 議会開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る11月5日、町長より令和3年第7回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にして一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和3年第7回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（奥野正司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、上田君、3番、中村君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、11月29日から12月15日までの17日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、11月29日から12月15日までの17日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに令和3年第7回永平寺町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも忙しい中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から町政推進のため、格段のご尽力とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

それでは、開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、今回ご提案いたします議案等につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、気象庁の観測では、ラニーニャ現象が発生しており、昨シーズンと類似した傾向となっていると発表されました。今シーズンは、平成30年の豪雪や今年1月の大雪の教訓を受け、地元の方々が自助、共助の精神の下、自らの集落を除雪するために設立された御陵地区除雪支援協議会をはじめ、除雪委託業者の増加や除雪機械を8台増強することにより大幅な除雪路線の見直しを行い、除雪体制の強化を行っております。

また、本格的な雪シーズンの到来に備え、今月の9日から25日にかけて、区長の皆様と除雪に関する意見交換会や委託業者及び職員を対象とした除雪会議を開催し、除雪に対する意見を共有させていただきました。来月の広報紙においても、除雪作業に対する注意事項や冬の生活マナー等について掲載いたしますので、自助、共助、公助の下スムーズな除雪作業が行えるよう、町民の皆様と協働した雪害対策に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。今後の気象情報を注視し、県や公共交通機関などと連携しながら町管理道路の効率的で適切な除雪を行い、安全で安心な交通の確保に努めてまいります。

次に、防災体制の強化について申し上げます。

上志比支所敷地内に新たに上志比地区消防施設が整備され、11月20日に竣工式を行いました。この施設は、上志比東分団、西分団の活動の拠点として、また、町の災害対策本部の補完を担う上志比支所と併せまして、上志比地区の防災拠点として整備を進めてまいりました。施設内には、消防ポンプ車、消防ポンプ積載車のほかに、昨年度に購入した給水車も配備されたことで、上志比地区はもとより永平寺町全体の防災体制の強化にもつながります。近年、全国各地で、これまで経験したことのない大規模な自然災害が発生していますが、災害時には上志比地区だけでなく町全体の防災体制の強化となり、町民の皆様の安全・安心につながるものと考えております。

このようなハード的な取組以外でも、総合的な防災体制の確立に向けて現在進めている個別避難計画と併せ、地区防災計画の大切さを理解していただけるよう講演会の開催なども計画しており、これからも防災意識の向上に努めてまいります。

次に、本町の新型コロナワクチン接種について申し上げます。

11月29日時点で12歳以上の接種対象住民の88%の方が2回目の接種を終了しておりますが、引き続き、町内2医療機関での個別接種を継続しております。

3回目の追加接種は、2回目終了後おおむね8か月を経過してからの接種が基本となります。12月から医療従事者への接種を予定しており、対象者への通知発送を準備してきたところです。さらに、来年2月からは、8か月を経過した高齢者施設の入所者及び一般高齢者と順次実施してまいります。接種については、3月まで医療機関での個別接種を中心とし、接種対象人数が多くなる4月下旬からは、集団接種と組み合わせることにより、追加接種を希望する方々全員が接種できるよう取り組んでまいります。

現在、福井県内では、新規感染者が減少していることを受け県民行動指針を緩和され、基本的な感染対策を徹底した上で日常生活をされている状況です。しかし、これまでの感染推移を分析しますと、コロナウイルスは従来株からアルファ株、デルタ株へと変異し、収束しても2か月周期で感染拡大が発生しております。そのため、現在、感染状態が小康を保っておりますが、第6波が懸念されているところです。

また、1月末から3月上旬にかけてはインフルエンザ流行も懸念されます。町民の皆様には、どうか引き続き、手洗いやマスク着用など基本的な感染症対策の

徹底をお願いいたします。

次に、町内における近助タクシー導入に向けた取組状況について申し上げます。

既に志比北・鳴鹿山鹿地区で取り組まれている近助タクシーは、本格運行から1年が過ぎ、地域集落及び地域ドライバーの皆さんのご協力の下、地域の支え合いによる交通手段の一つとして大きな成果を上げているところです。改めて、近助タクシー関係者の皆様のご理解とご尽力に心から厚く御礼を申し上げます。

この取組は、自宅から目的地をドア・ツー・ドアにより結ぶもので、利用者ニーズも高いことから、現在、他市町や県外からの視察の依頼も多く、町内においても、志比南地区及び吉野地区から近助タクシーを導入したいとの意欲的なご意見をいただいています。

志比南地区においては、夏より集落別意見交換を実施し、先般、各区長様をはじめとした近助タクシー運営委員会が立ち上がり、12月1日より試走運行を開始することになりました。

吉野地区におきましても、吉野地区振興連絡協議会が中心となり、各集落別意見交換を経て、令和4年1月11日より試走運行が開始されます。

この試走運行を通して住民ニーズを把握し、地域の皆様にとって最適な移動交通を地域と共に構築してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及状況について申し上げます。

国は、全国的にマイナンバーカードの交付が16日時点で累計5,000万枚を超え、交付率が39.5%となったと発表しております。11月19日に発表された経済対策では、「新しい資本主義」への取組として、マイナンバーカードに最大2万円のポイント付与が決定されました。

政府は、マイナンバー制度をより実感、活用したデジタル社会を早期に実現するため、2022年度末には全国民の取得を目指しており、永平寺町の状況は11月14日時点で8,900人、49%の町民の方が申請をしているところであります。

マイナンバーカードは、保険証利用が10月20日から本格的に運用され、また運転免許証の利用も検討されています。行政手続等のデジタル化が進むことによりマイナンバーカードが多面で利用できるようになり、今後、町民の行政手続上においても便利さが向上していくものと考えます。

コロナ禍での経済対策と相まって実施されることで普及促進が見込まれるため、町民の誰もが平等に支援を得られるよう取り組んでまいります。

次に、文化振興関係について申し上げます。

現在、ふくいブランド大使でもある著名な写真家のエバレット・ケネディ・ブラウン氏のプロデュースによります、国内外芸術作家の作品を集めた芸術展覧会「ZEN礼賛：17人のアーティストによる心の情景」を11月14日から明日30日までの17日間、四季の森複合施設・旧傘松閣にて開催をしております。これは県や関係団体と共同して取り組んでいるもので、ふくいArts Center and Residenceプロジェクトとして、これまで4日間にわたり3つのワークショップも行われ、町民の方々にも参加をいただきました。

今年4月に実施しましたコロナ禍における町民実態調査では、文化芸術に関する満足度が低いという調査結果も報告されました。この取組は、今まで町内にはなかった一流芸術に触れることのできるもので、文化芸術の振興だけでなく、シビックプライドの醸成や新たな交流人口の創出といった展開が期待できる事業でございます。今後も県や実行委員会と連携しながら積極的に取り組んでまいります。

コロナ禍により昨年、今年と町文化祭が中止となったことから、文化団体の活動発表の場を創出するため、11月3日から7日には、町内3つの公民館において文化発表会が行われました。公民館での作品展示のほか、行政チャンネルでもコーラスや太鼓などの芸能系の団体の発表は明日まで放映されております。すばらしい作品や発表を見せていただいただけでなく、町民の皆様の生き生きした姿が大変印象的でした。集まることができない時期が長く続いていましたが、ようやく感染状況も落ち着いてきており、引き続きコロナ対策を取り、状況を見ながら文化やスポーツ活動に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたしました主な議案についてご説明を申し上げます。

議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、主なものをご説明申し上げます。

まず、一般会計の主な歳入として、ふるさと納税で3,000万円、新型コロナワクチン接種関連経費に対する国庫を計上しています。

増額となる主な歳出としましては、まず総務費で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少となった京福バスへの支援として163万8,000円、ふるさと納税歳入増による関連費用として、手数料及び運営業務委託料等として779万3,000円、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、

避難所用間仕切りパーティションの購入として561万円を計上しております。

民生費では、障害者自立支援事業の過年度実績精算により返還金が発生したことにより387万6,000円、放課後デイサービスに通所する児童生徒の増加により障害児給付関連で1,465万7,000円を計上しております。

衛生費では、今後予定されている3回目の新型コロナウイルスワクチン接種関連として1,285万2,000円、減額となる歳出としまして、勝山・永平寺衛生管理組合への負担金が確定したことにより負担金を178万6,000円の減としています。

農林水産業費では、中山間地における農業振興に取り組む町内農業法人に対し、機械整備事業補助金として395万6,000円を計上しています。

土木費では、現在継続的に施工している社会資本整備総合交付金を活用した舗装補修工事の追加費用として1,750万円を計上しています。

これらにより、一般会計では7,012万4,000円の増額となっています。

議案第78号、第79号の特別会計補正予算については、国民健康保険事業で国保税の還付金として60万円の増額、下水道事業では浄化センターの処理設備に関する調査費用として97万9,000円の増額となっています。

以上が12月補正予算の概要となります。

結びに、議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定の外6件の条例改正等につきましては、いずれも上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の開会に当たり、町政に対する所信の一端と案件の概要を申し上げましたが、今後ともさらなる町政発展と持続可能な行政サービスの提供に努めてまいります。

議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 承認第18号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第4、承認第18号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君）ただいま上程をいただきました承認第18号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この事件につきましては、町有施設による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を令和3年10月28日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第18号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての提案理由のご説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課から事故の概要についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

事故発生日は令和3年9月16日、事故発生場所は町道東古市9号線でございます。

事故の概要ですが、ゲンキー東古市店に入店する際、誤って西側社員寮前の駐車場に進入したことに気づき、国道416号へ出るために町道東古市9号線の水路を横断する際、水路のグレーチング蓋が跳ね上がり、右前方のタイヤ側面が破損したものでございます。

事故の種別は物損事故で、損害賠償の額は1万9,250円でございます。

なお、損害賠償の額につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

承認第18号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第66号 令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第5、議案第66号、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてを議題とします。

本件は、去る令和3年8月30日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

伊藤君。

○予算決算常任委員長(伊藤博夫君) 予算決算常任委員長の伊藤でございます。

委員長報告をさせていただきます。

令和3年8月30日、第5回永平寺町議会定例会において本委員会に付託されました議案第66号、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてと議案第67号、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定については、9月27日には代表監査委員との意見交換会と工事完了後の現地視察を10か所、そして10月6日から10月26日までのうち6回委員会を開催し、慎重なる審議を行いました。

その議案第66号では、一般会計決算歳入総額については115億8,289万6,000円、前年度比30.4%の増、歳出総額は112億3,983万2,000円、前年度比30.6%の増となり、歳入歳出とも前年度を上回る決算規模となりました。その要因として、新型コロナウイルス感染症対策に要する費用が皆増となっているためであり、臨時財政対策債の借入金額は2億1,000万

円で、最終的には令和2年度の一般会計決算の実質支出額は2億9,969万4,000円、前年度比34.8%の増となっております。

また、7つの特別会計の歳入総額は50億4,347万円で、前年度比2.2%の増で、歳出総額は48億9,887万3,000円、前年度比2.3%の増となっております。

次に、議案第67号、上水道事業会計の収益的収入の決算額は4億680万5,000円、予算額3億8,756万5,000円に対して収入率は105.0%となっております。

これらについて、行政の各課へ224件について各委員が質問通告書を提出し、通告の回答を含む説明を受けた後、質疑応答を行い、最後に予算執行の責任者である町長出席の下、総括質疑を行いました。今回、議会より指摘事項17項目に対して行政から回答したいとの申出があり、10月26日に予算決算常任委員会を開催し丁寧なる説明を受けたが、まとめとして4項目を提言することになりました。

その提言内容でございますけれども、1つ、令和4年度も引き続き感染症対策及びコロナ禍により打撃を受けた人との絆や生活への支援、経済回復のための支援を重点的に励まされたい。

2つ目、永平寺町の高齢者・未成年者・障がい者などの交通弱者支援の福祉向上のため、コミュニティバス、近助タクシー、自動走行、路線バス、えちぜん鉄道の地域公共交通それぞれが、各地区の地域特性・地域ニーズに合わせた形で利便性がより高まるよう、これからの在り方を検討すること。

3つ目、国の定めた目標年度である平成35年（令和5年）度までに、地域を支える介護保険ケアシステム作りが実現できるよう、地域包括支援センターに依拠せず、全町あげての体制づくりを再構築するよう検討すること。

4つ目、主要事業については、予算額にかかわらず、その成果を必ず示すことであります。

議会といたしましては、これらのことを来年度予算の歳入歳出に生かされているか確認、検証し、さらに決算効果についても今後の予算審議や財政運営の指導に役立ててまいりたいと思います。

なお、監査委員の審査意見書で示された内容については、直ちに取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和2年度の決算認定は、議案第66号は2名が保留で賛成多数、また議案第

67号は全員賛成であったことを委員長報告といたします。

以上でございます。

○議長（奥野正司君） これより、議案第66号の委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 長い討論をさせていただきます。

2020年度決算への反対討論……。

○7番（江守 勲君） 何の討論ですか。賛成か反対か。

○4番（金元直栄君） 反対討論です。

○議長（奥野正司君） 反対討論があるんですね。はい。

討論があります。

これより討論に入ります。

委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2020年度決算への反対討論。

この間、町民に必要な多くの事業があったことは認めます。また、長年の懸案の一つである、1つの町に3つの都市計画や、その中でも地域の衰退を助長してきた福井市都市計画区域内の市街化調整区域問題については、町長自身の問題意識を持ち解決へ取り組む体制の整備と、準都市計画区域問題についても問題意識を持って取り組みつつあることは大いに評価したいと思っています。

しかし、町長の町政運営でその一端が明らかになったのは、1つは、幼保の再編や統廃合については、当初のアンケートは、町が進めたい方向、意向とは違う内容を示していたことがありました。このアンケートを取り直しを行い、その前のアンケートで示された町への信頼を失う方向に大きく踏み出したことは、残念であります。幼保の在り方検討の答申の示した方向で幼児教育のよりよい環境づくりと言いながら、西幼児園と松岡幼稚園を統合して民間園をと示していますが、

幼児教育のよい環境づくりの内容から見ると、民間は大規模園になり、3歳・4歳・5歳児では20名程度が最適とされた答申からは程遠い30名以上のクラスにする方向が当初示されていました。それが若干見直されてはきていますが、町の答申に対する姿勢については、私は一貫性がないと思っています。

ただ、この民間への方向については町がこれにこだわるには、これまでの説明の中で一定の理由があります。民間だと運営費の100%が国から支援され、公立の場合は一般財源化となっていることから差がある、こういう説明でありました。民営にもいろいろある、公設民営などもその例であります。他県では、実質公営も含め、例えば社協のような組織をつくり、運営や保育施設管理協議会等、社会福祉法人を設立して管理をそこに移管する方法らも含めいろいろな取組があるんですが、本町ではこれらが見えないというのは、やっぱり結局は民営化ありきという方向に進んでいるから発想に硬直化が見られるのではないかと考えています。ここらにはもっと研究の余地があると思っています。

それに、保育園での子どもの事故は相変わらず多いわけです。この夏にあった他県での送迎バスでの子どもの置き去り死亡事故、大きな園であればあるほど心配であります。さらに、町が示している旧永平寺地区での園の統廃合は、保育園設置の目的にもなる法的な点からも、働く条件整備として身近なところに保育できる設置をするという点からも逸脱することになっていると私は指摘したいと思っています。

それに、今回の民間園の立地地は浸水域にもなっているのが不安です。旧松岡の市街地の園については、東幼稚園が崖の上ということもあり、浸食区域でない、より安全な場所で新築をと提案しましたが、旧町で一番安全で便利な西幼稚園は公園だから保育園にはできないなどの、ある意味、口実にはならない理由を挙げているところも、それには無理があります。行政の判断一つであります。その指摘を真摯に受け入れない硬直した進め方については、私は率直に問題だと思っています。

さらに、東園を移転して新築でとの提案には、金がないということでした。これは人口2万の町で基金40億円の自治体では、普通、言い訳にも考えられない状況だと私は思っています。そう示すと、合併算定が終了し交付税が引き下げられるから将来が不安だからということでした。これも自治体財政の運営については基本、単年度収支となっていて、不足分が交付の規則に照らし国から交付されることになっていることから、本町の財政状況からもまた金がない、不安だか

らというのは言い訳にならないと思っています。

反対理由の2つ目です。と言いつつ、大人の施設やその言い分等については、本来整理すべき施設でも指摘しても、あえて残してきたり、合併後も温泉、道の駅、えい坊館と設けてきた公共施設はさらにあり余るほどあるわけです。さらに、不要不急と思われるような道路の建設計画なども示されているところです。合併後、一番資金が投下された地域で人口が増えていないというのも、よく考えてみる必要があると思っています。

この町の合併時に一旦、合併協議が破綻になったことがありました。この原因は、当時の上志比議会から示された5つの条件、新たな事業に取り組まないや、大きな問題となったのが、学校の統廃合をやれとの項目でした。合併協では、永平寺の教育委員会の筋からも、新町計画の中に学校の統廃合は入れるべきだと強くねじ込むような方向が示されましたが、合併協議の中では、大人の施設が先、教育や子どもにしわ寄せをすべきではないと学校の統廃合の提案も一蹴された経過がありました。この公共の類似施設の中には、日常的に人の配置もできないところもあるなどの状況が今続いているわけであります。幼保の統廃合や、ましてや学校の対応については最後の最後に手をつけるべきだとの合併時の申合せが町の当時の合意でした。この一、二年の進め方は、この合意をもないがしろにする状況が続いているのではないかと思います。

私は、「声なき声に耳を傾けてくれる」が、町長の町政運営の姿勢でもあったのではないかと思います。そこがちょっと大きくずれてきているなということ。幼保への姿勢が学校の統廃合への姿勢にもつながると思えるだけに、昨年度は大きな年度だったと考えています。

3つ目の反対理由です。町の人口増対策というか、人口を減らさない対応の遅れです。「町への交流人口が増えれば人口も増える」は町長の持論です。しかし、人口を減らさない対策は、先もって特別の取組をやらないと、手を打たないとどんどん人口が減っていく。1年取組が遅れば、その1年で減った分の回復はだんだん難しい状況になってきています。

本町の場合、都市部から少し離れた周辺地域であるのに、民間が宅造で進出することはこれまであまりありませんでした。だからこそ、行政の役割は大きいと思っています。これまでのそれぞれの町の、また村の取組の教訓を生かさないと何度も指摘していますけれども、町長になってからも人口が増え続けているのは旧松岡時代の清流地区だけであります。これが実態です。意識的に目的を持って、

目標を持って取り組まないと人口減を食い止めることはできない状況の中にあります。何の手だても打たなかった地域での人口減少が著しいのは、各地の現状を見ても分かるとおりで。ここで一步踏み込んだ取組がどうしても見られないのは寂しい限りです。

人口を減らさない対策には出生率を上げるという、引き上げるという方法もありますけれども、こういう取組を本当に総意をもって取り組むべきなのに、行政が本当にこれまで町民に対してやってきたことを投げ捨てるような状況が見られた年度でもあったと思っています。

4つ目の理由です。税の収納の問題です。本町の場合、私は率直に収納率が異常に高いと思っています。それは職員の努力でもあるということはちゃんと認めるところではありますけれども、ただ、調査でも、生活困窮者というのは人口の何割かはいるわけです。さらに、コロナ禍で失業した人たちも多いわけです。なのに税の収納率が異常に高いままで推移しているのは、私は不思議でなりません。

納税額については、前年所得に課税されることもあり負担が重いはずですが。災害時には税の減免、町長の判断でできるとあるわけですから、国は企業の固定資産税の減免を行うとしましたが、一般町民にも町独自の適用をすべき時期にあるのではないかと私は率直に思っているのですが、これが見られないのは残念です。

さらに、税の納付をもとに町の各種施策が利用できない状況になっているのも問題であります。もし利用制限に子どものサービスに関するものが入っているとしたら、これは大問題になりますので、十分気をつけるべきだと思っています。特に国保税など、未納を理由に資格証明書の発行は旧松岡町時代から近年までなかったことから、その判断を税務当局でやっているとしたら、それは大問題です。本人合意があるとはいえ、年金差押えというのも、私は問題だと思っています。

一般会計についてはもう1点。コロナへの不安の中、コロナ相談窓口の設置をも求めてきましたが、これも否定し続けている現状があります。町民に不安がある中では本当に、そういう心を寄せた窓口の設置など、それほど難しいことではないと思うのでやっぱりやるべきではないかと思うんですが、これが見られませんでした。等々の理由で、20年度の決算には反対の立場であります。

特別会計です。

国保の特別会計については、会計の審議中の中、余剰金、徴収し過ぎた分については、要するに返すことも含めて考えているとの発言は評価できるところであ

りますけれども、やはり国保税の負担は重い。だから、ほかのどの税と比べても収納率が低いわけです。全国的には国保税の滞納者は450万人とも500万人とも言われています。そしてこのコロナ禍で、ほんの何件かではあっても資格証の発行は、国保制度の指針の後退だと私は思っています。

国保料の滞納と制裁について言うと、これまでずっと国保料を払ってきている人がここにきて払えなくなったという人もこれに含まれるとしたら、やはりまずいわけです。この保険は支え合う制度ではなかったのか。本来、税は納められる者が納めるというのが趣旨であるはずです。よって、国保会計にも反対です。

もう1点は、後期高齢者医療制度の会計への態度ですが、軽減措置の改悪で低収入者の負担は増えました。国の方針であっても、町独自に区分や徴収額が定められる制度になっているだけに、この点は認められません。

次に、介護保険特別会計です。今や介護保険、独り暮らしや老老が地方にあっては一般的になっている中で、施設サービスの利用負担は、いろいろの理由をつけてさらに負担が増やされてきている現状があります。保険料についても、介護計画は3年ごとに計画がされます。それで保険料のいわゆる給付等を含めてプラス・マイナス・ゼロになるのが原則のはずです。これも余り金が会計としては相当額発生しているのに、さらに会計の余剰金を積み増す状況になっているのと思うんですが、少しでも保険料は安くする、もしくは還元する方法を考えるべきだと思うのにこれが見られないのは残念であります。

よって、特別会計はこの3つについて反対の立場です。あとの会計については賛成するということを申し述べておきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、委員長報告に賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 賛成討論ですね。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） まず決算のほうなんですけれども、しかるべくして承認を経てきましたことをまず確認しております。

その中で賛成討論という立場で申し上げますけれども、幼保再編というところで民営化ありきではなかったかというような反対のご意見もありましたけれども、これは女性の立場として、やはりお子さんをお持ちのお母様方がぜひにも民

間園が欲しいということは前々から永平寺町内ではおっしゃる方も多く、この示されたアンケートの中でも、公立園でなければいけないという意見よりも民営園に通わせたいという意見が多数でございました。その中で永平寺町に公立園しかない状況ということはずっと継続するということでも、やはりアンケートの結果からしてもはっきりと民営化ということが望まれていたということも示されていたと思います。

保育園での事故ですとか浸水域の問題についても、避難行動の確保を十分にされるということとその都度確認してきました。松岡地区でのもっと適切な地区ということについても、その回答の地区ということが議会から提案されるといった経緯もございませんでした。その中で十分に、この幼保再編、民間へ設立というところで十分な手続を経てこられたという点で、私は賛成の立場でございます。

また、人口増対策に関しましても、不要不急道路の計画などもあったということですが、金元議員がご指摘のとおり、都市部から大変立地のいい場所にあるという永平寺町の地の利を生かして道路をきちんと造られるということも、また一つの人口増対策であるというふうに考え、これが不要不急の道路であったかということに関しては、私は道路は適切に計画されているものと見て審議させていただきます。

その中で、人口増えているのは清流地区のみではないかというような意見もございましたけれども、志比南地区のほうでも以前、けやき台というところがあったときに人口がぐっと増えたというような経緯もございましたので、清流地区のみが人口増をしているわけではなく、適切に都市計画が行われ、道路のほうもきれいに整備されて福井市からも利便性が高まることによって、人口増対策というのは順次できていくものではないかと思って、準都市計画の改定のほうも早く進んでいただきたいなというところで見守らせていただいております。

税の収納のほう、コロナ禍の中で様々な生活の困難に直面される方もいらっしゃる、その中で国保税の減免ですとか様々な税の猶予、そういった手続も行われていること、町民の方からも私も実際にお話聞いているところで、この中で取り立て過ぎているですとか冷たい態度を取られているというようなことも私のほうでは確認されておりません。適切な税の収納が行われていると確認しているところです。

よって、賛成の立場とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、討論を終わります。

議案第66号、令和2年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を起立により採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。本決算を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

よって、本決算については委員長の報告のとおり認定することに決しました。

～日程第6 議案第67号 令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第6、議案第67号、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題とします。

本件は、去る令和3年8月30日、予算決算常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本報告書の朗読を省略いたします。

なお、議案第67号に対する委員長報告は、先ほど行われております。

○議長(奥野正司君) これより、委員長報告に対する質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は認定です。

議案第67号、令和2年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

～日程第7 議案第77号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第8 議案第78号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第79号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品等運営事業費に係る費用を増額したほか、新型コロナウイルス感染症対策として、コロナ禍における公共交通事業者への支援、災害時における避難所のプライバシー保護と3密を防止するための費用や、第3回目のワクチン接種実施のための費用、このほか、中山間農業集落支援事業、社会資本整備総合交付金事業に係る費用等、総額7,012万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国県支出金、ふるさと納税寄附金等により措置をしております。

次に、議案第78号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算については、国民健康保険の資格を遡及して喪失手続されたことに伴い、過納となった保険税を還付するための費用を補正するものでございます。

議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、永平寺地区の中央浄化センターにある井戸の揚水量が低下していることから、揚水調査に伴う委託費を補正するものでございます。

以上、議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案

第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第80号 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第10、議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における押印見直しに伴い、関係条例の整備をする必要があるため、条例の改正を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、議案第81号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第81号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第82号 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の

制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第12、議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、一部改正を行うものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第13 議案第83号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第13、議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、人事院による期末手当引下げの勧告に伴い、一部改正を行うものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課よりご説明申し上げます。

議案書42ページから43ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましてですが、本年度8月の人事院勧告を尊重するとともに、県の対応を参考に、勧告と支給額は同じ年度で取り扱うという基本に基づき、本町の一般職及び町長等の期末手当の額につきまして改定を行うものでございます。

改正条例につきましては4条立てで、第1条から第2条は一般職の給与に関する条例、第3条から第4条は特別職の給与に関する条例の改正となっております。

まず、改正条例の第1条でございますが、一般職の期末手当につきまして、年間支給月額を0.15月分引き下げ、令和3年12月期の支給割合を「100分の127.5」から「100分の112.5」に引き下げるものでございます。また、再任用職員につきましては、「100分の72.5」から「100分の62.5」に引き下げるものです。この改正は令和3年12月支給分より適用するものでございます。

次に、改正条例の第2条でございますが、令和4年度以降の期末手当の支給割合を改正するものでございます。令和4年度以降は6月期と12月期の支給割合を平準化し、一般職についてはそれぞれの支給割合を「100分の120.0」に改め、再任用職員につきましては「100分の67.5」に改めるものでございます。この改正につきましては令和4年4月1日からの適用となります。

続きまして、改正条例第3条でございますが、人事院勧告による一般職の給与改定に伴い、町長等の期末手当について引下げ改定を行うものです。期末手当について、県の方針を参考に、国家公務員の指定職の引下げと同様に、年間支給月額を0.1月分引き下げ、令和3年12月期の支給割合を「100分の152.5」から「100分の142.5」に引き下げるものでございます。また、議会の議員につきましては、年間支給月額を0.05月分引き下げ、令和3年12月期の支給割合を「100分の167.5」から「100分の162.5」に引き下げるものでございます。この改正につきましては令和3年12月支給分より適用するものでございます。

次に、改正条例の第4条でございます。令和4年度以降の期末手当支給につきましては、一般職に準じて支給月数を6月期と12月期で平準化し、町長等につきましてはそれぞれの支給割合を「100分の147.5」に改め、議会の議員につきましては「100分の165.0」に改めるものでございます。この改正につきましては令和4年4月1日からの適用となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑に入ります。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何点かお聞きしたいんですが、この引下げで職員1人当たりの引下げ額が幾らぐらいになるのか、また総額幾らになるのか。

2つ目には、この20年間、働く人の実質賃金は下がり続けているわけですが、この実態の中での引下げについてどう思うのか。この中でさらに引き下げるといふわけですから、やっぱりそれなりの理由が必要やと思うんですね。例えばコロナ禍での、いわゆる経済対策にもある意味逆行するのではないかなと思うんですが、その辺どうなのか。

3つ目は、コロナが始まった頃に、いわゆる10万円の支給がありましたね。町民一人一人に。そのかなりの部分が貯蓄に回されたという実態がありました。これはそういう統計上の問題であります。本来、生活が苦しい、職がなくなったりとかということで、そういう苦しい中ではその生活費に使われるというのが普通だと言われているんですが、貯蓄に回ったと言われているその原因なんかについて何かいろいろ考えられたことはあるんでしょうか。これもこの職員の実質賃金が下がってきている、それに全く無関係ではないということからお聞きしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、職員1人当たりの引下げでございますけれども、今回の人勧の引下げによりまして、まず、あくまでも概算でございますが、課長級でいきますと約6万8,000円の減額、課長補佐級で約5万8,000円の減額、主査級で約4万7,000円の減額、主事級で約3万3,000円の減額となります。期末手当の総額ですが、これは人勧以外の部分も含めてでございますが、特別会計含めまして約1,800万強でございます。

今回の引下げをどう考えるかということでございますが、あくまでも人事院勧告によりまして民間の支給額を調査した結果、民間の支給額が下がっているということから、今回、公務員についても引下げを行われたということでございます

ので、我々も人事院勧告を尊重し、引下げを行うということでございます。今、コロナ禍の中で民間の給与に関しては、今回の人事院勧告につきましては引下げは行わないという勧告でございますが、ボーナスについては、やはり民間の水準に合わせるというのが我々としては人事院の勧告を尊重するという立場というふうに考えております。

給付金が貯蓄に回った原因ということですが、やはりコロナ禍の中であって先行きの不安というところから貯蓄に回されたという部分も一部あるかと思いますが、その貯蓄に回った個々の理由はそれぞれあるかと思っておりますので、全体としてといたしますか、個々の理由のよるものだというふうに考えております。特に今、公務員の給与の条例改正、ボーナスの引下げにつきましては、我々としてはその給付金と直接関係があるというふうには考えておりませんし、あくまでも人勧を尊重するという立場での今回の条例改正でございます。

○議長（奥野正司君） 金元君。

○4番（金元直栄君） 一通りの答弁をいただきましたけれども、やっぱり将来への不安というのは一番大きくて、給付金をもらっても貯蓄に回す。国が老後2,000万円必要だという宣言をしているわけですから、2,000万円で足らぬという話が後から加わってきましたけれども、そういう意味では大変状況の中でです。

ただ、いわゆるほかのいろんな資本主義国と、世界と比べると、日本だけが実質賃金下がっているとされているんですね。そういう中で、給与でなしにボーナスと言いますが、ボーナスって言うけど、それも含めて生活のための賃金だと思うんですね。そこを引き下げるといふのはいかがかなって率直に思うところです。

1人当たりに戻しますと、本当にこれらが市場で使われればそれなりの経済効果はあると。公務員がやっぱり先に減らされれば、それを見て民間はさらに引き下げられるということにつながっているというのが実態ですから、ここは本当に人勧もこういう状況の中でどういうことでやってるのかなと。企業の業績は決して悪くないと言われているところもあるのでね。民間の中小企業は大変ですよ。そういうことを考えると、こういう引下げ、人勧とはいえやっていいのかどうかというのは疑問ですし、討論もさせていただきたいと思っております。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、あくまでも人事院勧告が民間のボーナスの支給と合わせまして、昨年度からのボーナスの支給を比較しま

して、公務員との差について今回勧告を受けたものでございます。あくまでも我々としましては人事院の勧告を尊重する、国の方針としましては、先般、閣議決定の中で、人事院の勧告を尊重するというような閣議決定も行われております。そういった意味からも、我々としては今回、条例改正をさせていただいて、12月の支給から対応をさせていただくということで考えているところでございます。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私のほうからもちょっと確認をさせていただきたいと思いません。

今回、今ほど総務課長のご答弁の中で人事院勧告を尊重するといったことで答弁いただきましたが、やはり一般職、また特別職におかれましては、この人事院勧告が一つの根拠となるものであろうというふうに理解をしておりますが、我々議会の根拠となるようなものがどういったところにあるのかということもちょっと、もし何かあれば、そういったことがあれば確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（奥野正司君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 基本は一般職に準じるという形になろうかと思えますけれども、今回、県の人事委員会からの報告あるいは県の方針によりまして、県は特別職については0.1月分引き下げるといような方針を出されております。

あくまでも議会議員の皆様への引下げにつきましては、こちらからその情報は提供させていただく中で、議員の皆様方で協議していただいて今回の改正に至ったという経緯でございますので、その基準は基本的には一般職の引下げに準じるということですが、あくまでもそれを実行する上での引下げ率、引下げ幅というものについては議会のほうでお決めいただいたというふうに理解しております。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

議案第83号について、第2審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 第2審議の案件がございませんので、お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 自由討議の提案があります。

賛成者ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 賛成者あります。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の(2)に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

7番、江守君。

○7番(江守 勲君) 先ほども質問をさせていただきましたが、先ほどの答弁の中でこういった人事院勧告に基づいた引下げというものが、やはり我々議会といたしましても、しっかりと世の中の情勢、またコロナ禍における社会経済、そして国民、町民の皆様への負担が増加している中で、引下げというものは、やはり私は必要なことだろうというふうに思っておりますが、ただ、私が議会の皆様にお伺いしたいのは、今回の引下げの0.05の根拠となるものがこういったところにあるのかということをやっぱりしっかりと示していかないと、この0.05という数字だけにとらわれて引き下げたということに当たらないのではないかなというふうに思っておりますので、しっかりと議会の中でこの0.05についての根拠というものを示していただきたいなというふうに思っております。

○議長(奥野正司君) ほかありませんか。

ないようですので、以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論があります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番(江守 勲君) 私は、この議案第83号の給与の改正につきまして反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来、私も質疑、そして確認事項をさせていただきましたが、やはり今回の改正におきましては、人事院勧告の勧告どおり、引下げ額も0.15なのか0.1なのかというのはありますが、今回の議会側の0.05に対しまして根拠が示されておりません。そういった中で、この根拠がない数字に対して私は賛成はできないということで反対の立場を取りたいと思いますし、また、議会の中での議論の中でも、今回引下げを行うということを議員報酬の引上げに否定的な発言だということもありましたが、私たちはこういったことに否定的なのではなく、やはり今はコロナ禍における町民の皆様に対する負担を、職員の皆さんや特別職の皆さん、町民の皆さんだけでなく、議会側もしっかりと身を切る覚悟で減額するべきであろうというふうに思って、反対の立場を取らせていただきます。

○議長(奥野正司君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

ほかに討論はありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 私は、この人事院勧告に基づいた一般職員等の給与の引下げ、私は、一時金も含めて生活金だと思っていますので、ボーナスという表現ではありません。だから、そういう一時金に対する引下げの勧告については賛成できないということですが、1人当たりに平均しますとやっぱり3万5,000円から4万円ぐらいになるんだろうと思います。

この20年間を見ましても、働く人々の、これは公務員だけではないですよ。ほかの人たちの実質賃金は下がり続けております。先進国で下がり続けているというのは唯一日本だけですね。一方で、よく言われるんですが、大企業などの内部留保はどんどん膨れ上がっているという実態もあるわけですから、そういう実態の中で公務員の給与を引き下げということは、生活金の総額を引き下げるといことは、結局それが民間にさらに跳ね返る、こういう実態が現実としてあります。そういう中で、人事院勧告とはいえ、どうしても引下げを認めるわ

けにはいかない。こういうときこそ経済活動にお金が使えりような条件整備をし  
ていくべきだと。ほかの国では金をどんどんどんどん使っているんですが、こ  
ういう生活に直結するところでのやっぱり賃金の確保というのは大事です。こ  
ういうコロナ禍であればあるほど、働く人たちの実質賃金の向上こそ必要だと思  
っています。

特にここに来て、石油製品やいろいろな物価の上昇が、食料品も含めた物価の上  
昇が続いている中での話です。これらを人事院は本当に勘案してるんだらうかと  
思わざるを得ない勧告ですから、私はこの職員の賃金の引下げには反対の立場を  
取っていきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、酒井和美議員。

○11番（酒井和美君） 私は、こちらの人事院勧告に準ずるという意味で賛成の立  
場なんですけれども、民間の支給額の減少に合わせた引下げというところで妥当  
である、民間の支給額が上がったらそのときは公務員の給与、ボーナスも、今回  
はボーナスということなんですけれども、上がる、下がったときには下がるとい  
うことの方で間違いないのではないかと。民間が減少したときでも公務員の  
給与額、ボーナス額が据置きのまま維持されていけばどんどん公務員の給与ばっ  
かり上がってしまいますので、賛成の立場なんですけれども、ただ1点、議員の  
引下げ率につきましては人事院勧告に準ずるものではないという部分では、反対  
いたしております。

議会もまた同じく民間の支給額の減少に合わせて一緒に下がるべきであるし、  
これも人事院が勧告し、県が方針を定めたところから従うべきであり、また、議会  
の活動を振り返る中でも、この2年ほど、コロナ禍の中で議会と語ろう会や視察  
の回数も減少をしているところですね。令和元年度は臨時議会の開催なども増え  
たんですけれども、今年などは増えているところでもなく活動自体が縮小してい  
る中で、この引下げ率というところが特に根拠なく定められているというところ  
に対しては反対です。議会改革特別委員会の中でも……。

（「言わなあかんやろう」と呼ぶ者あり）

○11番（酒井和美君） はい。一応この人事院勧告に従うという点で賛成の立場で  
ございます。

○議長（奥野正司君） 今、交互に、議案第83号の賛成・反対討論を交互に行っ  
ておりますが、ちょっと今のは反対の部分と賛成の部分と両方が交じってるんです

ね。

ほかに反対あるいは賛成のご意見ございますか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私は、原案に対して賛成の討論をさせていただきます。

基本的には福井の賃金って低いのは間違いないことですが、今、総務課長が言われたとおり、民間の給与と比較してということなので、公務員も耐えるところは耐えるということで、下げることも致し方ないかなと思っております。

また、議員の減額幅についてであります。これも総務課長が言われたとおり、人事院勧告に必ず従うということではありません。県下の動向を見ていると下げるないところもございます。ただ、あえて我々議員といたしましては、下げるという勧告が出ておりますので、それは議員の中で話し合いをし今回の結論に達したというふうに理解をいたしておりますので、私は原案に賛成をいたします。

○議長（奥野正司君） ほかに、賛成・反対討論ございますか。

ないようですので、議案第83号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例及び永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を起立により採決します。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時27分 休憩）

---

（午前11時27分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第14 議案第84号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第14、議案第84号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第84号、永平寺町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたこと等に伴い、令和4年度以後の税率について、6歳未満の子どもに係る被保険者均等割額を半額減免する規定等を追加規定するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第15、議案第85号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第85号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

健康保険法施行令の改正により出産一時金の加算額が減額になりますが、一時金のこれまでの支給額42万円を今後も維持することから、条例で規定されている40万4,000円に減額分を加算し、40万8,000円とするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第86号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第16、議案第86号、指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第86号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町禅の里笑来の指定管理者としてまちづくり会社ZENコネクトを選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求

めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議員派遣の件～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣する期間、場所、議員等の変更については、議長に一任願いたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時34分 休憩）

---

（午前11時34分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日11月30日から12月5日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、明日11月30日から12月5日までを休会とします。

12月6日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお

願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午前11時35分 散会)